

石川県公報

平成23年4月26日

第12385号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
包括外部監査契約の締結	(行政経営課) 1	保安林の指定予定の通知	(森林管理課) 4
歳入の徴収事務の委託	(文化振興課) 1	土地改良区の役員退任公告	(経営対策課) 4
介護保険法による指定試験実施機関の指定	(長寿社会課) 2	土地改良区の役員就任公告	(同) 6
支出の事務の委託	(同) 2	都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告	(公園緑地課) 8
受胎調節の実地指導を業として行う者の指定	(少子化対策監室) 2	開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告	(建築住宅課) 8
歳入の徴収事務の委託	(同) 2	公安委員会	
都市計画事業の認可	(水環境創造課) 3	検定合格者審査の実施公告	8
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(同) 3		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	(廃棄物対策課) 3		

告 示

石川県告示第210号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。
平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成23年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
山本 博
河北郡津幡町字太田は11番地5
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、必要に応じ概算払をすることができる。

石川県告示第211号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立美術館、石川県立歴史博物館、石川四高記念文化交流館及び石川県立伝統産業工芸館の共通利用に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	財団法人石川近代文学館	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

兼六園、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓、石川県立美術館、石川県立歴史博物館、石川四高記念文化交流館及び石川県立伝統産業工芸館の共通利用券（兼六園・文化施設共通利用券）に係る使用料の徴収事務	金沢市広坂2丁目2番5号	財団法人石川近代文学館	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
---	--------------	-------------	-------------------------

石川県告示第212号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項に規定する指定試験実施機関を次のとおり指定した。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定試験実施機関の名称	指定試験実施機関の所在地	指定年月日
社会福祉法人 石川県社会福祉協議会	石川県金沢市本多町3丁目1番10号	平成23年4月1日

石川県告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により、次のとおり支出の事務を委託した。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
平成23年度介護職員処遇改善交付金の支出事務	石川県金沢市幸町12番1号	石川県国民健康保険団体連合会	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

石川県告示第214号

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項に規定する受胎調節の実地指導を業として行う者として、平成23年4月26日次のとおり指定した。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	住 所	保健師、助産師又は看護師の別	氏 名
第1159号	羽咋郡志賀町字上棚水 - 20	看 護 師	森 田 直 美

石川県告示第215号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
保育士登録に係る手数料の徴収事務	東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号	社会福祉法人日本保育協会	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

石川県告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。
平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
志賀町	富来都市計画下水道事業志賀町特定環境保全公共下水道	(1) 収用の部分 志賀町西海久喜地内 (2) 使用の部分 志賀町西海千浦、西海風無、西海風戸及び酒見地内	平成23年4月26日から 平成30年3月31日まで

石川県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
七尾市	七尾都市計画下水道事業七尾市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和59年2月21日から 平成28年3月31日まで
志賀町	志賀都市計画下水道事業志賀町公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成8年1月23日から 平成30年3月31日まで
穴水町	穴水都市計画下水道事業穴水町公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成6年12月20日から 平成29年3月31日まで

石川県告示第218号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
2	小松市浜佐美町乙246番、乙247番、乙248番、乙249番、乙250番、乙251番、乙252番、乙253番、乙254番、乙255番、乙256番、乙257番、乙258番、乙259番、乙260番、乙261番、乙262番、乙263番、乙264番、乙265番、乙266番、乙267番、乙268番、乙269番、乙270番、乙271番、乙272番、乙273番1、乙275番1、乙276番1、ニ62番2、ニ68番乙、ニ69番2、ニ73番乙、ニ79番2、ニ80番2、ニ81番、ニ82番、ハ43番1、ハ44番、ハ45番、ハ46番、ハ47番、ハ48番、ハ49番、ハ50番、ハ51番、ハ52番、ハ53番、ハ54番、ハ55番、ホ10番4、ホ11番1、ホ12番4、ホ13番4、ホ14番4、ホ15番4及びホ16番4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に掲げる埋立地

石川県告示第219号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所
白山市白峰二十六号62の1、62の2

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

加賀三湖土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	灰 田 繁 雄	小松市向本折町午211番地	平成23年3月28日
"	亀 田 喜 久 治	" 浮柳町リ72番地1	"
"	豊 田 定 秋	" 千木野町へ89番地	"
"	合 場 外 喜 男	" 今江町五丁目31番地	"
"	木 下 七 郎	" 島町又166番地1	"
"	西 方 洋 治	" 日末町井208番地	"
"	出 淵 敏 夫	" 佐美町申341番地甲1	"
"	田 淵 和 男	" 串町又72番地	"
"	田 中 利 直	" 月津町ラ40番地	"
"	新 川 勝 正	" 矢田野町レ80番地	"
"	下 口 文 博	加賀市片山津町リ19番地	"
"	田 中 吉 雄	" 柴山町1の67番地	"
"	中 村 一 夫	" 合河町口16番地	"
"	重 谷 隆	" 中島町ホの109番地	"
"	東 田 郁 三	小松市拓栄町392番地	"
"	橋 詰 善 庸	" 佐美町523番地	"
"	和 田 慎 司	" 有明町67番地1	"

〃	寺 前 秀 一	加賀市山代温泉神明町 7 番地 3	〃
監 事	升 田 英 治	小松市丸の内町一丁目122番地	〃
〃	街 道 恒 一	〃 北浅井町ち35番地	〃
〃	岩 田 日 出 洋	〃 林町へ28番地	〃
〃	南 出 紀 良	加賀市打越町ち54番地	〃

小松東部土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	西 村 徹	小松市八幡壬232番地	平成23年 3 月29日
〃	街 道 恒 一	〃 北浅井町ち35番地	〃
〃	宮 本 知 勝	〃 白江町夕312番地	〃
〃	義 本 秀 太 郎	〃 上小松町甲113番地	〃
〃	福 田 孝 志	〃 園町イ131番地	〃
〃	孫 崎 久 次	〃 向本折町午 6 番地	〃
〃	前 山 高 榮	〃 不動島町甲62番地	〃
〃	田 村 清 高	〃 南浅井町二201番地	〃
〃	林 昭 三	〃 吉竹町か26番地	〃
〃	坂 下 隆 夫	〃 軽海町ソ62番地 1	〃
〃	中 村 與 三 郎	〃 八幡己238番地	〃
〃	宮 越 正 広	〃 漆町イ 2 番地	〃
〃	北 市 平 太 郎	〃 打越町乙55番地	〃
〃	加 藤 輝 良	〃 沖町ト84番地 1	〃
〃	山 本 良 一	〃 若杉町ホ89番地	〃
監 事	宮 本 隆 史	〃 白江町夕413番地	〃
〃	林 英 一	〃 大領町ワ99番地・ワ100番地	〃
〃	後 藤 長 平	〃 東町117番地	〃

中村高島用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	三 島 修	金沢市玉鉾 3 丁目148番地	平成23年 3 月26日
〃	安 田 美 治	〃 東力 1 丁目73番地	〃
〃	川 端 勝 義	〃 神田 1 丁目17番 5 号	〃
〃	木 村 直 美	〃 神田 1 丁目19番 1 号	〃
〃	新 村 紀 夫	〃 糸田 2 丁目42番地	〃
〃	村 田 正	〃 間明町 1 丁目102番地	〃
〃	千 田 清 司	〃 高島 1 丁目246番地	〃
〃	高 田 静 夫	〃 高島 1 丁目189番地	〃
〃	木 村 和 秀	〃 玉鉾 3 丁目162番地	〃
〃	宮 村 勇	〃 入江 2 丁目411番地	〃
監 事	吉 田 一 郎	〃 入江 2 丁目320番地	〃
〃	土 田 修 一	〃 神田 1 丁目17番25号	〃
〃	安 田 紀 夫	〃 東力 1 丁目125番地	〃
〃	宅 波 昭 博	〃 玉鉾 3 丁目146番地	〃

才田用水土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	横井 禮一	金沢市才田町は115番地	平成23年4月10日
"	吉岡 信昭	" 才田町甲130番地	"
"	川端 満	" 才田町乙183番地 1	"
"	井上 孝俊	" 才田町は97番地	"
"	穴田 浩	" 才田町甲168番地	"
"	宮野 一	" 才田町乙4番地	"
監事	奥村 登志	" 才田町は57番地	"
"	矢田 勉	" 才田町乙3番地	"

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

加賀三湖土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	灰田 繁雄	小松市向本折町午211番地	平成23年3月29日
"	升田 英治	" 丸の内町一丁目122番地	"
"	山本 邦盛	" 蓮代寺町又2番地	"
"	合場 外喜男	" 今江町五丁目31番地	"
"	岩田 日出洋	" 林町へ28番地	"
"	西方 洋治	" 日末町井208番地	"
"	出淵 敏夫	" 佐美町申341番地甲1	"
"	酒井 正照	" 串町甲17番地	"
"	久保 一夫	" 矢田町夕1番地	"
"	新川 勝正	" 矢田野町レ80番地	"
"	下口 文博	加賀市片山津町リ19番地	"
"	田中 吉雄	" 柴山町1の67番地	"
"	新瀧 武男	" 合河町八の8番地の1	"
"	重谷 隆	" 中島町水の109番地	"
"	東 宏幸	小松市拓栄町396番地2	"
"	寺田 英一	" 額見町二7番地	"
"	和田 慎司	" 有明町67番地1	"
"	寺前 秀一	加賀市山代温泉神明町7番地3	"
監事	田端 久康	小松市向本折町子335番地	"
"	太田 正信	" 本江町へ49番地1	"
"	土山 信行	" 島町リ37番地	"
"	黒田 外茂治	加賀市高塚町へ90番地	"

小松東部土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	和田 慎司	小松市有明町67番地1	平成23年3月30日
"	田村 清高	" 南浅井町二201番地	"

"	宮 本 隆 史	"	白江町夕413番地	"
"	片 桐 功	"	上小松町甲85番地	"
"	公 下 慎 英	"	園町水88番地 1	"
"	北 村 弘 司	"	向本折町午206番地	"
"	前 山 栄 次	"	不動島町甲144番地	"
"	林 英 一	"	大領町ワ99番地・ワ100番地	"
"	岡 田 正 信	"	吉竹町ほ15番地	"
"	山 本 隆 之	"	佐々木町イ201番地	"
"	宮 越 正 広	"	漆町イ 2 番地	"
"	北 市 平 太 郎	"	打越町乙55番地	"
"	加 藤 輝 良	"	沖町ト84番地 1	"
"	山 本 良 一	"	若杉町水89番地	"
"	和 田 学	"	土居原町163番地甲 1	"
監 事	中 村 與 三 郎	"	八幡己238番地	"
"	杉 本 健 一	"	北浅井町イ148番地	"
"	長 田 竜 太	"	白江町夕339番地	"

中村高島用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	千 田 清 司	金沢市高島 1 丁目246番地	平成23年 3 月27日
"	田 井 眞 一	" 神田 1 丁目 9 番17号	"
"	木 村 直 美	" 神田 1 丁目19番 1 号	"
"	小 島 栄 次	" 東力 1 丁目144番地	"
"	新 村 忠 明	" 糸田 2 丁目198番地	"
"	村 田 正	" 間明町 1 丁目102番地	"
"	高 田 静 夫	" 高島 1 丁目189番地	"
"	玉 村 良 平	" 玉鉾 3 丁目93番地	"
"	杉 林 孝 幸	" 玉鉾 3 丁目190番地	"
"	宮 村 勇	" 入江 2 丁目411番地	"
監 事	村 上 耕 治	" 神田 1 丁目16番 1 号	"
"	小 嶋 孝 雄	" 東力 1 丁目131番地	"
"	松 本 昇 治	" 玉鉾 3 丁目80番地	"
"	松 井 政 之	" 入江 2 丁目273番地	"

才田用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	奥 村 登 志	金沢市才田町は57番地	平成23年 4 月11日
"	吉 岡 信 昭	" 才田町甲130番地	"
"	川 端 満	" 才田町乙183番地 1	"
"	井 上 孝 俊	" 才田町は97番地	"
"	穴 田 浩	" 才田町甲168番地	"
"	宮 野 一	" 才田町乙 4 番地	"
監 事	矢 田 勉	" 才田町乙 3 番地	"
"	川 上 久 熱	" 才田町甲283番地 1	"

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
金沢都市計画緑地事業1号 犀川緑地	石川 県	金沢市鞍月1丁目1番地	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成23年4月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
鳳珠郡能登町字松波壱四字10番、11番、14番、17番、18番1、18番3、19番1	緑 地 鳳珠郡能登町字松波壱四字18番3	金沢市大樋町1番11号 株式会社 示野薬局

公 安 委 員 会

検定合格者審査の実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成23年4月26日

石川 県 公 安 委 員 会

- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条各号に規定する検定合格者審査の実施期日、種別及び受験定員
 - 平成23年5月31日（火）午前10時から午後0時まで
すべての種別の警備業務に係る2級の検定合格者審査
受験定員合計 15名（ただし、同時に2以上の検定合格者審査の受験は不可）
 - 平成23年5月31日（火）午後2時から午後4時まで
すべての種別の警備業務に係る1級の検定合格者審査
受験定員合計 15名（ただし、同時に2以上の検定合格者審査の受験は不可）
- 検定合格者審査実施場所
石川県金沢市鞍月一丁目1番地
石川県警察本部
- 対象者
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定1級又は2級に合格した者
- 検定合格者審査の申請手続
 - 申請書提出先
次のいずれかの警察署
住所地を管轄する警察署
警備員で当該営業所の所在地を管轄する警察署
に該当しないが、旧検定規則第8条の合格証を石川県公安委員会から交付を受けた者は、当該合格証の

交付申請をした警察署

(2) 申請書受理期間

平成23年5月9日(月)から平成23年5月20日(金)まで
ただし、土、日曜日を除く午前9時から午後5時までの間

(3) 申請書提出方法

検定合格者審査申請書に、次に掲げる書類を添付すること。

住所地を管轄する警察署に申請する者は、住居地を疎明する書面。警備員で当該営業所を管轄する警察署へ申請する者は、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ただし、旧検定規則第8条の合格証を石川県公安委員会から交付され、石川県内に住所地又はその属する営業所のいずれも有しない者を除く。

写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1葉

旧検定規則第8条の合格証の写し

5 検定合格者審査手数料

検定合格者審査を受験する者は、審査申請時に4,700円を石川県証紙で納入しなければならない。

6 その他

詳細については、石川県金沢市鞍月一丁目1番地 石川県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話076-225-0110 内線3023)又は最寄りの警察署生活安全(刑事)課まで問い合わせること。

